



福岡県医師会
令和6年2月20日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

中医協答申書について（令和6年度診療報酬改定）

令和6年1月12日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会において厚生労働大臣より諮問された「令和6年度診療報酬改定」に関しまして、令和6年2月14日の中医協総会におきまして、「答申書」が中医協小塩会長より武見厚生労働大臣に手交されましたので、ご連絡申し上げます。
なお、

- 1) 答申書につきましては、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00247.html) をご参照ください。
- 2) 答申書につきましては、本会ホームページにも掲載を予定しております。

記

- ・ 答申書（令和6年2月14日 中央社会保険医療協議会会長）

（別添：答申書附帯意見）

別紙1 診療報酬の算定方法（医科診療報酬点数表・歯科診療報酬点数表・調剤報酬点数表）

別紙2 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

別紙3 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

別紙4 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）

別紙5 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）

別紙6 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

別紙7 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養

別紙8 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法
（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）

別紙9 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）

- ・ 個別改定項目について（令和6年2月14日 中医協 総一）

※上記資料につきましては、お手数おかけし大変恐れ入りますが、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00247.html) よりダウンロードいただきますようお願いいたします。



以上

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

中医協答申書について
（令和6年度診療報酬改定）

令和6年1月12日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、厚生労働大臣より諮問されました「令和6年度診療報酬改定」に関しまして、2月14日の中医協総会におきまして、「答申書」が中医協小塩会長より武見厚生労働大臣あてに提出されましたのでご報告申し上げます。

関係資料につきましては、厚生労働省ホームページ（中医協資料）

（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00247.html）をご参照下さい。

また、令和6年度診療報酬改定に係るパブリックコメントにつきましては、ご意見のご投稿を依頼申し上げましたところ、短期間であったにもかかわらずご協力をいただきましたこと御礼申し上げます。

・答申書（令和6年2月14日 中央社会保険医療協議会会長）

（別添：答申書附帯意見）

別紙1 診療報酬の算定方法

（医科診療報酬点数表・歯科診療報酬点数表・調剤報酬点数表）

別紙2 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

別紙3 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

別紙4 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）

別紙5 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

（平成十二年厚生省令第八十号）

別紙6 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

別紙7 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養

（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）

別紙8 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法

（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）

別紙9 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）

・個別改定項目について（令和6年2月14日 中医協 総－1）